

第51回和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和7年11月14日（金）15：00～17：00
場 所	ホテル アバローム紀の国
報 告	① 令和6年度人権施策の実施状況について ② 人権施策の推進について ③ 分野別施策の推進
出席委員	上岡委員、上野委員、内田委員、岡田委員、竜田委員 長友委員、新野委員、日高委員、山岡委員、山崎委員
配付資料	資料1 令和6年度人権施策の実施状況 資料2 人権施策の推進 資料3 性的少数者の人権に関する県の取組について
内 容	
1 開 会	和歌山県人権局長 挨拶
2 報 告	<p>報告① 令和6年度人権施策の実施状況について</p> <p>人権施策推進課より資料1「令和6年度人権施策の実施状況」に基づき報告した。</p> <p>委員からの意見等については以下のとおり。</p>
委員	<p>2024年に県の在留外国人が1万人を超えて、全国的にも特定技能2号資格を持って家族帯同で日本に来る外国人が非常に増えていることから、県でも働く外国人が増えて、これまでと違った多様な目的を持った方たちが来るようになったと思う。それに伴って、外国人のこどもが増えてきている。4ページのこどもの人権は日本人向けのものだと思うが、外国から来たこどもの人権はどこで述べられているのか教えてほしい。</p> <p>外国から来たこどもは、日本に來たくて來たわけではないし、すべての面で発達途上の状態で來ているため、勉強や生活面や情緒的な面をサポートする取組を進めるよう要望する。</p>

事務局	外国人の人権のところにも記載しているが、外国から來た児童生徒は、日本語が不自由な方が多いということで、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した教育環境の整備が教育委員会等で進められている。また、いただいた意見については、庁内で共有し問題の取組を進めていく。
委員	<p>資料全体を通して、「研修を実施しました」、「啓発をしました」といった表現が出てくるが、具体的に何回実施したのかという数値が出てこない。例えば、中学校高校において実施しましたと書かれているが、これは1校だけでも実施したことになってしまう。1校だけでの実施と半数や7割の学校での実施では、意味合いやインパクトが違うと思うので、全編において数値が入れられるところは数値とともにまとめた方がより理解が進む。また、数値があれば次年度の数値目標等を定められるのではないか。</p> <p>ただ、人権のことのため必ずしもその数値を上げることだけが大事だけは決して思っていないが、数値が何も出てこないので、施策を評価することが難しい。</p> <p>10ページ目の感染症（ハンセン病・HIV等）・難病患者等の人権について、「・・・正しい知識の普及啓発に取り組みました。」とあるが、具体的にどのような内容でどのような人を対象に何回ぐらい実施したのか。ハンセン病やHIVのことを今取り組むのは非常に大変だと思うため、どのように普及啓発を行ったのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>具体的な数値を記載することについては、来年度以降の課題とさせていただきたい。</p> <p>ハンセン病等の対策については具体的な内容や、回数について現在把握できていないため、後日ご報告させていただく。</p>
委員	令和6年度の実施状況は、数値が反映されたものが最終的に県民に公表されるわけではなく、このまま公表する予定か。また、時間的にそれができないという理解で間違いないか確認したい。
事務局	令和6年度の実施状況はすでに県ホームページにて公開しているため、令和7年度の実施状況からとさせていただきたい。
委員	来年度ぜひお願いする。

	<p><b>報告② 人権施策の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1, 人権尊重の視点に立った行政の推進</li> <li>2, 人権教育・啓発の推進</li> <li>3, 相談・支援・救済の推進</li> </ul> <p>※R5～R7 年度の差別事件の概要</p> <p>人権政策課、人権教育推進課及び人権施策推進課より資料2「人権施策の推進」に基づき報告した。</p> <p>委員からの意見等は以下のとおり</p>
委員	<p>報告事項①は令和6年度の実施状況について、第3次改定版の人権施策基本方針の項目に則り実施状況の報告を受けたと理解したが、報告事項②は今年度の取組について報告を受けたという理解でよいか。</p> <p>そして、その後の1項、2項、3項の項立ては何に基づいた項立てになっているのか教えてほしい。</p>
事務局	<p>報告事項②では、主に今年度行っている事業と取組について報告した。</p> <p>各項立てについては、人権施策基本方針第2章の1, 人権尊重の視点に立った行政の推進、2, 人権教育啓発の推進、3, 相談・支援・救済の推進という第2章の項目立てに則っている。</p> <p>人権施策基本方針第2章 人権施策の推進は、第3章の分野別施策を推進していくにあたっても基本となる取組であり、また、人権局と教育委員会が中心となって取り組んでいるため、今回重点的に説明させていただいている。</p>
委員	<p>人権教育について、資料のP2～P5に記載の内容は、県立学校のみが対象なのかあるいは県を通じて市町も同じ内容の周知と実施が図られているのか。</p> <p>また、人権研修を48回実施とのことだが、これは県立学校及び支援学校等県立のところだけの数値か。</p> <p>人権教育学習プラン人権学習のための手引きについて、非常に細かく書かれている充実した内容になっているが、現場は資料の存在を知っているのか、活用状況を確認できるような仕組みがあるのか教えてほしい。他の審議会や他の自治体でもいつも思うことだが、いい資料ができているのに現場は本当に知っているのかということ。事務局や担当者は周知を図ったと言うし、私も一緒に作る立場のため、それはよく知っている。ただ、現場の先生方に話を聞くと、「見ていない」とよく言われる。これだけ充実したものができているのに浸透していなければもったいないと思う。</p>

人権教育推進課	<p>資料 P2～P5 は「和歌山県の教育の要点」を抜粋したものだが、これは市町村立小中学校も、県立学校もすべて同じように今年度大事にするよう伝えているものである。</p> <p>人権研修の実施件数については、県立のみならず市町村や私立学校、それ以外の各種教育団体等も含めた件数である。</p> <p>手引きの活用については、指摘の通り、すべての職員が知って活用できているのかというところは常に課題に感じているところであり、様々な研修を通じて、研修にあった内容をスライド等として使用し、周知に努めているところである。また、活用状況の調査については毎年確認しており、11月末までは調査に回答する期間となっているため、その調査結果も踏まえ、次年度再度活用してもらえるよう努めていく。</p>
委員	<p>他の自治体の例だが、2月、3月に今年度どの人権課題について研修できたかということを回答してもらい。4月、5月には、新年度の年間計画を提出してもらうところもある。そうすると機械的にその時々の動向等を見ることがでてよいと思う。</p>
委員	<p>今年度は差別投稿の削除率が非常に低い。年度途中は削除率が低く、年度が終わると上がっていくものなのか。情報流通プラットフォーム対処法などができるにも関わらずここまで低いのは、例年同じような傾向なのか、何か要因があるのか。</p> <p>人権相談窓口は、電話対応が多いと思われるが、相談をしやすくするために LINE 等の SNS で相談を受け付けるということを一部実施しているところもあり、拡充を図っていくことが非常に重要ではないかと思う。</p> <p>差別事件の概要について、同和地区の問い合わせがいくつかある。行政の窓口に問い合わせがあったときに職員が適切に対応できるかということが非常に重要なポイントになるため、問い合わせがあった場合の対応について、マニュアルを作成し、それに合わせて職員研修を実施する等の対応はとっているのか。兵庫県では、県が対応マニュアルを作成し、それに合わせて職員研修を実施しているが和歌山県ではどうか気になつたので質問する。県が実施した部落差別に関する調査で、同和地区の場所を避ける意識が 4 割から 5 割と出ている状況が同和地区の問い合わせにつながっていくため、問い合わせに対する対応をどのように考えているか。</p>
事務局	<p>今年度の削除率が非常に低い原因について、今年度の差別書き込み件数 495 件のうち 8 割から 9 割を一つのサイトが占めている。そのサイトが令和 6 年度の途中から県からの削除要請に対して対応がとられていないため、削除率が非常に低くなっている。削除要請に対する対応がとられなくなった原因はわからない。令和 5 年度、6 年度と令和 7 年度を比較して削除要請をしているものの基準は、ほぼ同じで対象を広げたということは全くない。</p>

	<p>相談に関しては、LINE 等の SNS の媒体の活用を今後検討していきたいと思う。</p> <p>同和地区の問い合わせに対する職員の対応について、和歌山県でも毎年全職員を対象に人権・同和特別研修を実施している。そのなかで、同和地区の問い合わせがあった場合に、全職員が適切に対応できるようマニュアルを作成し、対応の研修を行っている。</p> <p>問い合わせがあった場合は、どうして同和地区の所在を知りたいのか聞くようになっている。その中には、引っ越しや結婚に際して同和地区を避けたい等の話が出てくるので、それを確実に聞き取ったうえで、「それは同和地区を避ける意識からきていますよね」という話をして説示・促しつなげていく。そのような対応を全職員がとれるように和歌山県も実施している。</p>
	<p><b>報告③ 分野別施策の推進</b></p> <p>多様な生き方支援課より資料3「性的少数者の人権に関する県の取組」に基づき報告した。</p> <p>委員からの意見等は以下のとおり</p>
委員	<p>分野別施策の推進について、和歌山県人権施策基本方針第四次改定版では、18の分野がある中で、性的少数者の人権のみの報告になった理由を教えてほしい。</p> <p>今回の報告の中で、報告①において、性的少数者の人権もP10～P11で報告を受けたが、報告③の内容というのは今年度取り組んでいることの紹介という理解でよいか。例えば、性の多様性に関する職員のガイドラインの説明があったが、これは今年度からの取組ということか。</p>
事務局	<p>昨年度和歌山県人権施策基本方針の改定を行ったが、そこで性的少数者的人権が改定の一つのポイントであり、取組を拡張したということもあつたため性的少数者的人権を特出しして説明した。</p>
多様な生き方支援課	<p>研修の実施、相談事業は引き続き今年度も実施しているものである。ガイドラインについて、今年度作成するというものではないが、継続して職員に周知しているということで紹介した。</p>
委員	<p>全体的な要望と一緒に発言する。</p> <p>本日の審議会の報告内容にばらつきがあるように思う。令和6年度の取組と今年度の取組の二つに分けて紹介するのかと思いながらここまで話を聞いていたが、最後までいつどんなことを取り組んできたのかわからなかった。</p> <p>また、時間配分について、これだけ専門家の方が集まっているため、施策に関する要望や意見、質問に関する時間を大きくとれるように、県側の説明の時間を工夫してもらえるよう要望する。</p>

委員	<p>資料3は、この審議会で委員に性的少数者のこと説明するために作ったのか。あるいは、この資料を使いながら他でも周知を図っているのか。もし他でも使用するのであれば、表現を変えた方がいい点等があった。</p> <p>行政ができるとして、教育と医療のことが非常に大きいと思う。教育に関して、出前講座7校予定で6校の実施では、あまりにも数が少ない。もちろん出前講座は続けた方がいいと思うが、本来的には、すべての学校すべての担任がこの教室の中にも当事者である児童生徒が存在しているだろうという前提で学級経営をしていく学校のあり方が必要。2023年の6月には法律もできている。このようなことを踏まえると、出前講座7校を予定しているということよりも、どう現場におろしているのかという話が出てこないといけない。また、LGBTQ研修について、事業者向けと行政職員向けの話もあったが、これも実施回数等数値が見えた方がよい。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度のサービスについて、医療のことで心配に思う方がたくさんいる。県立病院は必ずサービスを受けられるのかという前提があり、県立病院が大丈夫なら市内のクリニックでもサービスを受けられるように医師会と連携して、周知を何回図って、サービスを必ず受けられるという状況になっている等の言及がなかった。それは行政のリーダーシップでしかできないことである。</p>
委員	<p>これだけの専門家の方に集まっているため、意見や要望を述べる時間をとってもらいたいと思う。</p> <p>冒頭でも話があったがこれから外国籍の方との国際結婚の中で、外国人の子どもの問題が非常に大きくなっている。その問題が特別支援学級やジエンダーの件まで影響してくるので、一番トピックの部分をここで審議できるよう要望する。</p>